

## おおいた省 CO2 アドバイザー設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、2050年カーボンニュートラル実現に向け、二酸化炭素の削減を図り、環境に配慮する事業者を後押しするため、県内の事業所において二酸化炭素の削減の取組を支援するおおいた省 CO2 アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (アドバイザーの役割)

第2条 アドバイザーは、県内の事業所において省エネルギー、エネルギー転換、再生エネルギーの導入等について助言を行い、二酸化炭素の削減を推進する。また、事業者が実施する二酸化炭素の削減につながる活動について、利用できる国及び地方自治体の支援制度等の情報を提供する。

### (登録の要件)

第3条 アドバイザーの登録は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 環境関連分野、エネルギー関連分野、建築関連分野を専攻する大学教授等
- (2) 環境省等が所管するエコアクション21審査人、環境マネジメントシステム（ISO14001）審査員の資格を有する者
- (3) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）に基づき国が定めた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の省エネルギー診断に示された技能を有する者及び同等の技能を有する者
- (4) 省エネルギー等関連の実務について10年以上の経験を有する者
- (5) その他知事が適当と認める者（大学教授と知識・経験等が同等の者）

### (登録の申請)

第4条 アドバイザーの登録を受けようとする者は、おおいた省 CO2 アドバイザー登録申請書（第1号様式）を知事に申請するものとする。

### (登録の決定)

第5条 知事は、第4条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、登録の可否を決定し、本人に結果を通知するものとする。

### (委嘱の取消)

第6条 知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 辞退の申し出があったとき
- (2) 第3条第1項各号の要件を満たさないとき
- (3) 傷病その他のやむを得ない事由により、その活動をする事ができないと認められるとき
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段によって登録されたとき
- (5) その他知事が不適當と認めるとき

(報告)

第7条 知事は、アドバイザーに活動の報告を求めることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附則

要綱は、令和8年6月5日から施行する。

第1号様式

年 月 日

大分県知事

殿

おおいた省 CO2 アドバイザー登録申請書

下記のとおりおおいた省 CO2 アドバイザーの登録を希望します。

(ふりがな) 氏名	
住所	〒
電話番号	
E-メール	
資格等	
備考	

(添付書類)

誓約書 (第2号様式)

資格等の証明書

第2号様式

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。